令和７年度
谷田部小学校いじめ防止基本方針
～いじめをゆるさない学校づくり～

©RENO YAMAUCHI / 谷田部小学校

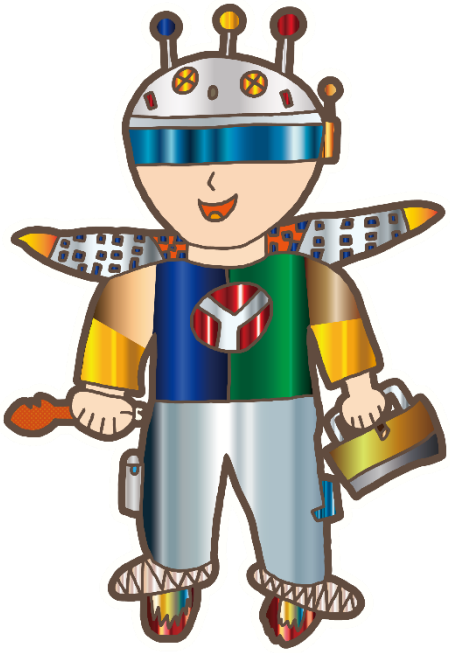

© 令和５年度 ３年生 / 谷田部小学校

令和７年４月

輝翔学園

つくば市立谷田部小学校

はじめに

本校は、明治８年(1875 年)に開校し、令和７年(2025 年)に創立 150 周年を迎えます。昨年度は、150 周年に向けて様々な記念イベントを行い、児童一人一人が母校の歴史と伝統を感じながら、自信と誇りを胸に未来への希望をもついい機会となりました。表紙のキャラクターは、児童が 150 周年に向けて作成したものになります。

さて、平成 25 年９月 28 日に「いじめ防止対策推進法」平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）が施行され、同年 10 月 11 日には、「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定。以下「文科省基本方針」という。）が定められました。第 12 条の規定に基づき、平成 26 年には、「茨城県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）、つくば市教育委員会によって「つくば市いじめ防止基本方針」（令和２年４月改訂。以下「市の基本方針」という。）が策定されました。

本校では、学校で起こり得る様々ないじめ問題の克服に向けて、法第 13 条の規定に基づき、令和４年に改訂された「生徒指導提要」に示された指針を踏まえ、「谷田部小学校いじめ防止基本方針」（令和７年改訂。「谷田部小の基本方針」という。）を策定しました。また、今後の重大事態の調査（法第 28 条第１項に基づく学校が行う調査）にあたっては、文部科学省より出された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和６年改訂。以下「ガイドライン」という。）に基づき対応していくものとします。

いじめは、児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に防止し解消すべきものです。

今後、この「谷田部小の基本方針」に基づき、学校、家庭、地域住民、その他関係者と協力して、いじめ防止等に真剣に取り組んでまいります。いじめの防止等には，学校，地域住民，家庭はもとより社会が一丸となって取り組むことが必要です。本学園・本校に関係する皆様にご理解とご協力をお願いする次第です。

令和７年４月１日

輝翔学園 つくば市立谷田部小学校長　塚本　明

目　次

はじめに

Ⅰ　いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方 …… 1
　1　いじめの定義 …… 1
　2　いじめの態様 …… 1
　3　基本的な考え方 …… 1
　4　基本理念 …… 1

Ⅱ　いじめを未然に防止するための取組 …… 2
　1　「いじめ対策委員会」の設置 …… 2
　2　未然防止に向けた取組 …… 3
　3　早期発見に向けた取組 …… 3
　4　早期解消に向けた取組 …… 4
　5　教職員研修の充実 …… 4
　6　関係機関との連携 …… 4

Ⅲ　いじめ事案発生時における対応 …… 5

Ⅳ　重大事態への対処 …… 6

Ⅴ　学校評価における留意事項 …… 7

Ⅵ　いじめ対策に関する年間計画 …… 8

Ⅰ　いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方

1　いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（法第２ 条第１項）

いじめ行為の形態、仕方、程度の違いにかかわらず、いじめを受けている児童生徒が、心理的であれ、精神的であれ、肉体的であれ、「いやだ！」「つらい！」「苦しい！」「すぐにやめてほしい！」と感じている言動や態度や行いは全て「いじめ」ということになる。（市の基本方針）

2　いじめの態様

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における「いじめ」の調査項目としてあげられている「いじめの態様」として、以下の７項目をとりあげている。

○　ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
○　軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
○　嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
○　金品をたかられる。
○　金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
○　冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
○　パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

3　基本的な考え方

いじめは、どの学校においても、どの児童生徒にも起こりうるものである。いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめから一人でも多くの児童生徒を救うためには、児童生徒をとりまく大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは犯罪行為として取り扱われるべきとして認められる事案もある」との意識を持ち、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが必要である。まずは、学校に在籍する全ての児童が、「いじめはしない」、「いじめはさせない」、「いじめを見逃さない」と考え、普段からそのことを意識するようになることが重要である。

4　基本理念

いじめは、「いじめる子」（加害者）と「いじめられる子」（被害者）が固定しているわけではなく、「いじめる子」が、時には「いじめられる子」になる場合もあり、関係が複雑になっている。

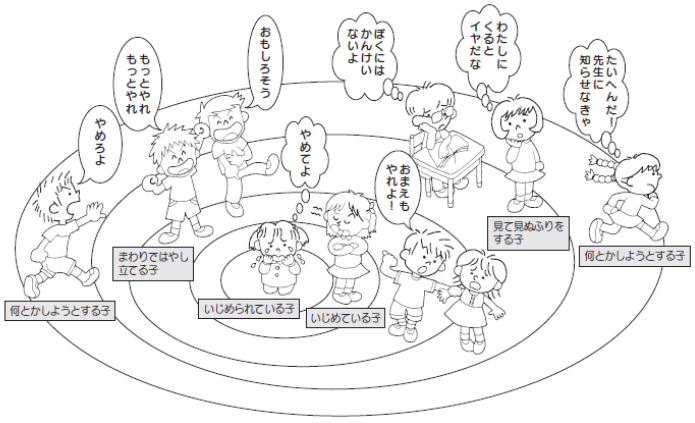

＜いじめの四層構造＞
＊被害者：いじめられている子
＊加害者：いじめている子
＊観衆：周りではやし立てる子
→いじめを助長することに
＊傍観者：見て見ぬふりをする子
→いじめを支持することに

＊仲裁者：何とかしようとする子

岡山県教育庁人権教育・生徒指導課「人権学習ワークシート集上」p. 12 より一部抜粋
https://www.pref.okayama.jp/uploaded/attachment/249575.pdf

また、いじめを周りではやし立て、面白がって見ている児童生徒（観衆）はいじめを助長することになり、見て見ぬふりをする児童生徒（傍観者）も、いじめに直接かかわっていないとしても、「いじめている子」のいじめ行為を認めていると理解されることになり、結果として、いじめを助長する可能性がある。「被

害者」にとっては、「傍観者」の行為はいじめと同じくらい卑劣な行為と感じられることもある。いじめは、すべての児童生徒に関わる問題となっている。もし、いじめがあれば、それを止める「仲裁者」となれるよう、いじめを決して許さない意識を児童生徒に育むことが大切である。

したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、またいじめはいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるということについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とし、いじめの防止等のための対策を講じていく。

Ⅱ　いじめを未然に防止するための取組

１　「いじめ対策委員会」の設置（法第 22 条）

法 22 条に基づき、いじめに関する問題を特定の教職員で抱え込まずに組織的に対応するために、「いじめ対策委員会」を設置する。構成員は、校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、事案に関わる関係職員を基本とする。そのほかにも校長が必要と認める場合、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー(SSW)など、専門的な知見を有する者などを臨時に構成員とすることができる。

委員会は、月一回を「定例会」とし、いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談情報があった場合は、その都度「臨時会」として招集する。

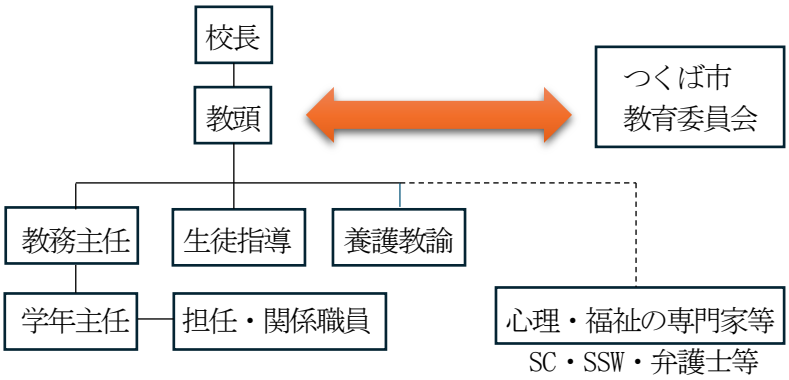

２　未然防止のための取組

児童の豊かな心を育成し、心の通い合う人間関係の形成がいじめの防止に資することから、以下のような全ての教育活動を通して社会性を育む。

ア　学級経営の充実

- 「谷小のよい子」（学校生活のきまり）、「輝翔学園７つの約束」の意義を理解し、進んできまりを守って生活する集団を育てる。
- 児童に対する教師の受容的、共感的態度により、児童一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級を作る。
- 児童の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりを進める。
- やさしく、たくましい心を持ち、勉学に励む集団を育てる。
- 人権意識に欠けた言葉づかいの継続的な指導を行う。

イ　授業中における生徒指導の充実

- 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを進める。
- 「楽しい授業」「わかる授業」の実践を継続的に行う。
- 「学習のきまり」を遵守し、規律ある雰囲気づくりを行う。

ウ　道徳教育の充実

- 一人一人の児童に人権尊重や自他の生命の尊さを考えさせ、いじめのない望ましい人間関係を作っていこうとする心を育てる。
- いじめを題材として取り上げ、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。

エ　学級活動の充実（安定した学級経営がいじめ発見の最大の方策である）

・話合い活動を通して、いじめの未然防止や解決の手だてについて考え、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
・構成的グループ・エンカウンター、アサーショントレーニング等の社会性を育てるプログラムを体験したり、ソーシャルスキル（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等の訓練をしたりすることにより、学級内の人間関係づくりとコミュニケーションの活性化を図る。

オ　学校行事・児童会活動の充実

・児童が主体となり、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施する。
・自分が、自分たちの問題としてとらえ、主体的にいじめの予防と解決に取り組めるよう活動を進める。
（児童会主体のいじめ防止のための集会活動）

キ　家庭や地域との連携

・いじめの背景には、学校、家庭、地域社会にある様々な要因があることを共通理解し合い、積極的な連携を図る。
・学校便り、学年便りなどを利用し、いじめに関する話題を取り上げ家庭での人権意識・いじめ防止意識の高揚を図る。

ク　インターネット対策

・インターネット上で情報が拡散すると完全な消去が困難であることから、児童生徒がインターネットの使用について自ら判断し適切に活用できるよう、発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。

3　早期発見に向けた取組

教職員は、いじめはどの児童にも、どの学校においても起こりうるという共通認識をもち、全ての教育活動を通じて、児童の観察等をすることで、変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないよう努力する。特に、ささいな変化であってもいじめの可能性を払拭せず、早い段階から児童へ個別に声かけや相談等の関わりをもち、的確に状況の把握を行う。

ア　学校生活アンケート等による調査

いじめに関するアンケート調査を年に２回行い、いじめの早期発見に努める。アンケートには、学校で起こったいじめのみでなく、学校外で起こったいじめ、自分や自分の身の回りで起きているいじめについても記入させる。その際、いじめであると特定できなくても、疑わしい状況があれば記入するよう指導する。

イ　保護者との連携

学校での児童の様子や学校の取組を、必要に応じて随時家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連携を密にすることによって、家庭で少しでも児童の変化に気付いた場合、保護者から学校へ相談しやすい関係づくりに努める。

また、保護者用のチェックシート等を活用し、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。

ウ　相談窓口の周知

いじめの相談については、保健室や相談室の利用のほか、つくば市相談センターやいじめ悩み相談対応室など、電話やメールによる相談窓口など、複数の相談窓口を生徒や保護者へ周知する。

4　早期解消に向けた取組

いじめの連絡や相談を受けた場合、速やかに被害者の安全を確保するとともに、随時、「いじめの対策委員会」の臨時会を開き、校長のリーダーシップの下、当該いじめに対して組織的に対応する。

ア　被害者の保護

いじめの行為を確認した場合、いじめられている児童を守り通すことを第一とし、全職員が協力して被害者の心のケアに努める。

また、被害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。

イ　実態の把握

被害者、加害者及び周辺の児童生徒から十分に話を聴き、いじめの事実を確認する。また、アンケート調査等を実施し、速やかに実態の把握を行う。

学校だけでは解決が困難な場合、つくば市いじめ防止特別委員会と連携し、解消に向けた対応を図るとともに、把握した事実を市教育委員会に報告する。

ウ　加害者への対応

加害者に対しては、いじめをやめさせ、毅然とした姿勢で指導をする。一方で、治療的な意図のもと、加害者の心情を聞き、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行い、いじめを繰り返さないよう支援する。

また、加害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、被害者やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。

エ　インターネットを通じて行われるいじめへの対応

児童生徒がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除を求めるなどの措置を速やかに講じる。

インターネット上に児童生徒を中傷する書き込みがされた場合、掲示板等のＵＲＬを控えるとともに、書き込みのある部分をプリントアウトする等して内容を保全し、それを基に書き込みの削除依頼を掲示板等の管理者宛に行う。管理者が削除依頼に応じない場合、掲示板サービスの提供会社であるプロバイダに削除依頼を行う。

こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局等の協力を求める。

5　教職員研修の充実

いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加による校内研修の充実を図る。

ア　実践的研修

これまでのいじめ問題への対応策を共有するなど、実践的な内容をもった校内研修を積極的に実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた技能の習得、向上を図る。

イ　事例研究

事例研究を通して、具体的な対応方法について理解を深め、いじめの対応の実践力向上を図る。特に、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識を図る。あわせて、同種のいじめの再発を防止する。

ウ　インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、絶えず最新のインターネット環境等に関する研修を行い、教職員全体の情報モラルへの理解を深める。

6　関係機関との連携

いじめの問題への対応については、学校や教育委員会においていじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導によって十分な効果を上げることが困難な場合、必要に応じて関係機関との適切な連携を図る。そのため、平素から警察署等の関係機関の担当者との情報交換等を通して、情報共有体制を構築する。

(1) 保護者

保護者の集まる学校行事や個別面談において、「市の基本方針」の「Ⅳ 家庭の役割」について説明するとともに協力を依頼し、連携していじめの対応等を行う関係づくりをする。

また、法第９条１項「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」の周知を図る。

(2) 地域

校外における児童生徒の状況を的確に把握するため、日頃から民生委員・児童委員、青少年相談員や地域住民等と連絡を取り合う。いじめが起こった場合、必要に応じて、協力を得ながら対応する。

(3) 関係機関

学校だけの対応では問題を解消することが困難であると判断した場合、速やかに警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談する。なお、いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合、直ちに警察に通報する。

(4) 学校以外の団体

学校以外の団体等児童館や塾、社会教育関係団体等、学校以外の場で起きたいじめの連絡を受けた場合、その団体等の責任者や、児童が在籍する学校と連携して対応する。

(5) その他

いじめに関係する児童が複数の学校に及ぶ等の場合、関係する学校と連携していじめの問題に対応する。

Ⅲ いじめ事案発生時における対応

1 いじめの情報の把握・いじめの発見

発見者 ⇨ 担任 ⇨ 学年主任 ⇨ 生徒指導主事 ⇨ 校長・教頭

2 いじめ対策委員会の招集

校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・担任・(SC)・(SSW) 他

3 対応方針決定・役割分担の確認

(1) 情報の整理：いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の児童の特徴

(2) 対応方針：緊急度の確認（自殺、不登校、暴行などの危険度)、事情聴取や指導の際に留意すべき事項

4 事実の究明

(1) 状況確認は、被害者→周囲の児童→加害者の順で行う。

(2) 関係児童への事情聴取は、場所や時間帯を配慮する。

(3) 安心して話せるように、対象児童が話しやすい人や場所に配慮する。

(4) 関係者への聴取は、必ず複数教員で対応する。

(5) 情報提供者の秘密を厳守し、報復行為未然防止に細心の注意をはらう。

(6) 放課後の聴取は、保護者に連絡し説明と安全な帰宅方法を確認する。

5 関係機関との連携

○市(教育局・教育相談ｾﾝﾀｰ)：報告と対応方針の相談

○警察：犯罪行為の相談

○医療機関：被害者の心身ｹｱ

○PTA 本部役員会：報告・相談

5 被害児童への対応

◎共感的に事実を聞き、いかなる理由があっても味方であるという姿勢で対応する。

○自己肯定感の喪失を食い止めるよう、児童のよさや優れているところを認め、励ます。

○いじめている側の児童との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。

○経過を見守ることを伝え、面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。

○自己肯定感を回復できるような支援を継続する。

×「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

5 加害児童への対応

◎いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導し、内省させる。

○話しやすい話題から入り、中立の立場でうそやごまかしのない事実確認を行う。

○被害者の辛さに気付かせ、責任転嫁を許さず、自分が加害者であることの自覚をもたせる。

○面談や教師との交流を続け、成長やよさを認めていく。

5 他の児童への対応

◎いじめは、学級や学年等集団全体の問題とし、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

○いじめの事実を告げることは辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

○周囲ではやし立てていた者や傍観者も、問題の関係者であることや被害者の気持ちを考えさせる。

○いじめを許さない集団づくりに向け話し合わせるなどし、活動を支援する。

6 被害児童保護者への対応

○家庭訪問を行い、事実を正確に伝え、徹底して児童を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に伝える。

○いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。

○対応の経過を伝え、理解と協力を得る。

6 加害児童保護者への対応

○家庭訪問を行い、事実を経過とともに伝え、その場で児童に事実の確認をする。

○相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。

○指導の経過と児童の変容の様子を伝え、指導に対する理解を求める。

×保護者への批判的言動や非難。

Ⅳ　重大事態への対処

重大事態とは

・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（法第 28 条第１項第１号）

・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」（法第 28 条第１項第２号）

【重大事態調査の流れ】　～「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」p. 12 より～

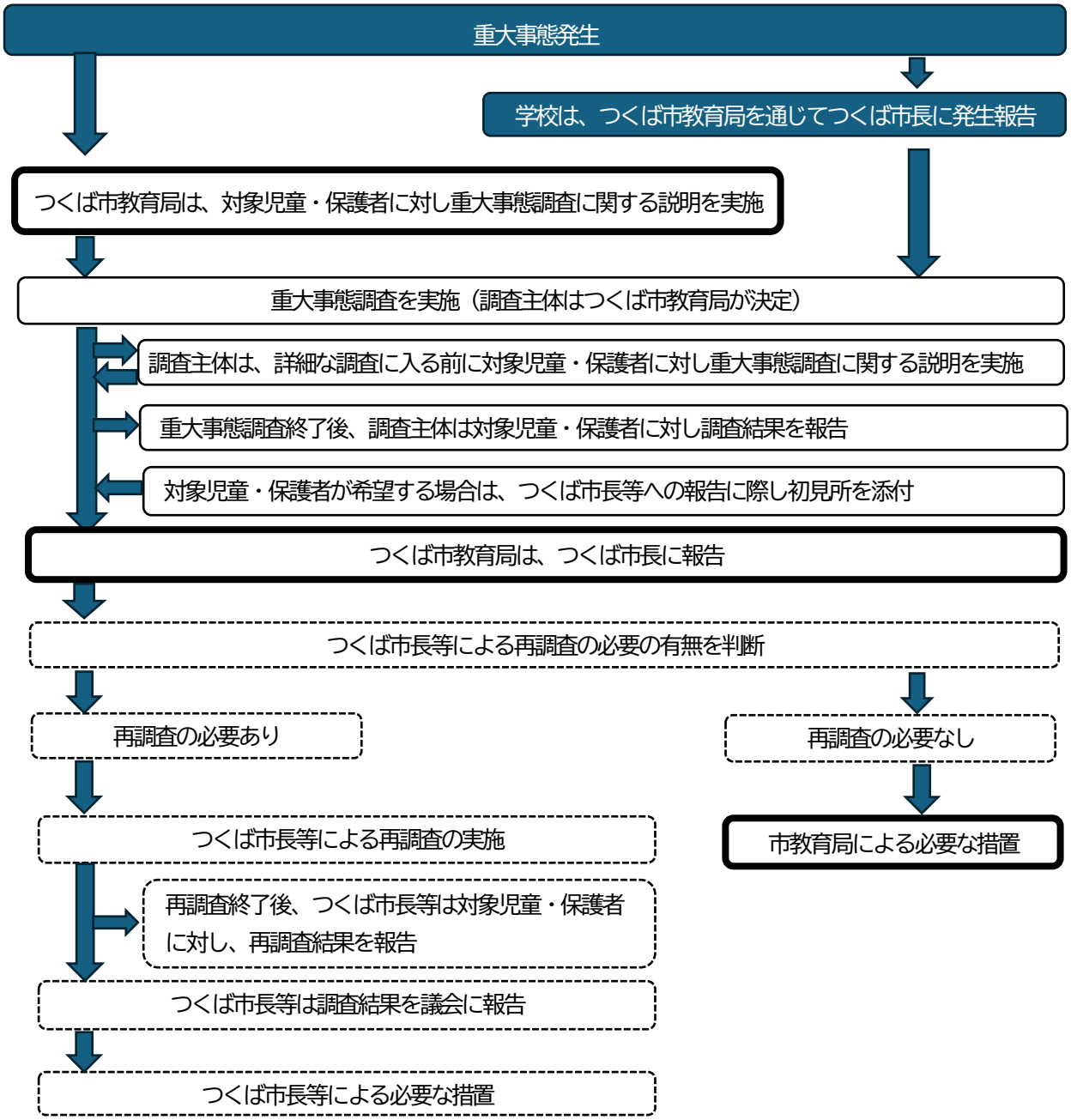

【校内における重大事態調査の流れ】

(1) **発生報告**：重大事態が発生した旨を、市教育委員会に報告する。

(2) **実態把握**：当該事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。

(3) **被害者保護**：いじめの被害を受けた児童の生命又は身体の安全を確保するとともに、情報を提供した児童を守るための措置を講ずる。

(4) **加害者対応：**いじめの加害児童に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせるとともに、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導、支援する。
(5) **調査結果報告：**調査結果については、市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童と保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を積極的にかつ適時、適切な方法で提供する。
(6) **市長への報告：**上記調査結果については、市教育委員会を通じて、市長に報告する。
(7) **解消と再発防止：**いじめの被害を受けた児童に対しては、継続的な心のケア等、落ち着いて学校生活をおくることができるための支援や、適切な学習に関しての支援等を行う。
　加害児童に対しては、適切な指導を行うとともに継続的に見守り、再発の防止に努める。
(8) **同種事態の発生防止：**当該事態の事実に真摯に向き合い対応することによって、同種の事態の発生を防止する。

Ⅴ　学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、以下の(1)～(5)の５つに関する評価規準を本校の学校評価項目に加え、適正に本校のいじめ問題対応の取組を評価する。

(1) 未然防止の評価規準

ア　児童の自己指導能力を高めることができた。
イ　児童の自己有用感を高めることができた。
ウ　児童の規範意識を高めることができた。
エ　児童が教職員と相談しやすい関係を構築できた。
オ　情報モラル教育を推進できた。

(2) 早期発見の評価規準

ア　いじめの早期発見に努めることができた。
イ　保護者から学校へ相談できる関係が構築できた。
ウ　複数の相談窓口を児童や保護者へ周知できた。

(3) 早期解消の評価規準

ア　被害者の心のケアができた。
イ　適切にいじめの事実を確認できた。
ウ　加害者に対しては、いじめをやめさせることができた。
エ　重大事態の調査をし、市教育委員会を通じて市長へ報告できた。（重大事態発生時）
オ　インターネットを通じて行われるいじめの対応ができた。

(4) 関係機関との連携の評価規準

ア　保護者と密接に連絡を取り合うことができた。
イ　地域の協力を得ていじめの対応等ができた。
ウ　警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談できた。
エ　学校以外の場で起きたいじめに適切に対応できた。

(5) 教職員研修の評価規準

ア　実践的研修を行うことができた。
イ　事例研究を通して、いじめの対応方法の共通理解を図ることができた。
ウ　インターネット環境等に関する研修を行うことができた。

評価結果を基に、いじめへの取組が計画どおりに遂行されているかどうかの確認や学園・学校の基本方針等について体系的に見直しを行い、より迅速かつ適切ないじめの防止等の対応について検討する。

また、必要に応じて次年度の目標設定や年間計画等の修正等を行い、組織的な取組や、地域及び家庭と連携した、いじめ問題対策の総合的な改善を図る。

Ⅵ　いじめ対策に関する年間計画

月	教職員の取組			児童の取組	
	対策委員会	校内研修	教育相談等	学級活動	児童会活動
	○全体計画の検討 ○本校のいじめ実態と対策 ○学年会 ○生徒指導部会	○いじめ防止対策委員会組織確認 ○いじめに関する共通理解 ○学園内共通の生徒指導の記録作成	○いじめｱﾝｹｰﾄ ○SC による「SOS の出し方」授業	○学級のルールづくり ○ＳＧＥ(人間関係づくり) ○行事を通した人間関係づくり	○委員会組織づくり
5	○学年会 ○生徒指導部会	○配慮を要する児童の共通理解 ○問題行動調査	○SC 訪問 ○いじめｱﾝｹｰﾄ	○話合い「学級の諸問題」	○思いやり集会の計画作成
6	○学年会 ○生徒指導部会	○学校生活ｱﾝｹｰﾄの分析と活用 ○教育相談について	○SC 訪問 ○学校生活ｱﾝｹｰﾄ ○i-check 実施	○ＳＳＴ実施	○思いやり集会に向けての準備
7	○学年会 ○生徒指導部会	○個別面談について	○ＳＣ訪問 ○いじめｱﾝｹｰﾄ	○思いやり集会振り返り	○思いやり集会
8	○学年会 ○生徒指導部会	○教育相談研修 ○学園生徒指導部会			○学園リーダー研修会
9	○学年会 ○生徒指導部会		○ＳＣ訪問 ○いじめｱﾝｹｰﾄ		○反省と次回に向けての計画修正
10	○学年会 ○生徒指導部会		○ＳＣ訪問 ○i-check 検討	○校外学習での人間関係づくり	
11	○学年会 ○生徒指導部会	○学校生活ｱﾝｹｰﾄの分析と活用	○ＳＣ訪問 ○学校生活ｱﾝｹｰﾄ ○教育相談(児童)	○弁護士によるいじめ防止授業	
12	○学年会 ○生徒指導部会	○個別面談について	○ＳＣ訪問 ○教育相談(保護者)	○いじめ防止学級ﾌｫｰﾗﾑ ○思いやり集会振り返り	○思いやり集会
1	○学年会 ○生徒指導部会 ○学校評価を受けての点検と反省	○思いやり集会に向けて	○ＳＣ訪問		
2	○学年会 ○生徒指導部会 ○学校運営委員会での話合い	○生徒指導の記録整理 ○学校運営委員会	○ＳＣ訪問		
3	○学年会 ○生徒指導部会 ○評価と次年度計画のまとめ	○評価と次年度の課題	○教育相談のまとめ	○一年間の振り返り	○反省と次年度計画